# 「第４４回江東区民まつり中央まつり」協賛団体募集要項

江東区民まつり中央実行委員会（以下「実行委員会」という）は、**江東区民まつり中央まつり（以下「区民まつり」という）の趣旨に賛同し**、ご協賛いただける団体を募集しています。

## １　趣旨

「世代をつなぐ心のふれあい」をメインテーマとして、人情にあふれる快適なまちづくりを目指し、区民の社会連携の場、区民参加の相互協力の場、老若男女・国籍等を問わず交流できる場を創出する。

## ２　協賛の種類

Ａ　一般協賛：１口（５万円）より。４口以上の場合でも出店・広告掲載なし
Ｂ　出店協賛：区内団体４口（２０万円）以上。区外団体６口（３０万円）以上
Ｃ　広告協賛：１枠６口（３０万円）以上。
来場者用ガイドブックへの広告掲載。出店不可。【令和８年度からの新たな取組】

## ３　協賛団体が得られる特典

| 特典内容 | Ａ　一般協賛 | Ｂ　出店協賛 | Ｃ　広告協賛 |
|---|---|---|---|
| 来場者用ガイドブック・ポスター・会場案内板に団体名を掲載 | ● | ● | ● |
| 江東区公式 HP に団体名を掲載 | ● | ● | ● |
| 会場内で団体名をアナウンス | ● | ● | ● |
| 江東区役所前の大型看板に団体名を掲載 | ▲　※1 | ● | ● |
| 出店ブースの提供 | | ●　※2 | |
| 来場者用ガイドブックへの広告掲載 | | | ● |

※１　一般協賛のうち大型看板への掲載は３口（１５万円）以上が対象。
※２　事業所（支店・営業所を含む）の住所が**江東区内**にある団体４口（２０万円）以上
事業所（支店・営業所を含む）の住所が**江東区外**にある団体６口（３０万円）以上

Ａ　一般協賛
(1)　来場者用ガイドブックおよび区内各所へ掲示するポスター、会場各所の案内板等に団体名を掲載。
(2)　江東区ホームページの区民まつり協賛団体ページに、団体名を掲載。
(3)　当日、場内放送で団体名をアナウンス。
(4)　協賛金３口（１５万円）以上の場合、開催の約２週間前から江東区役所前に設置する大型看板に団体名を掲載。
※　団体名の掲載文字の大きさは、協賛金額によって異なります。

Ｂ　出店協賛
(1)　出店ブースの提供。
（テント１張[縦２．７ｍ×横３．６ｍ×高さ２．６ｍ]、机、椅子付き）
※　Ａ一般協賛のすべての特典も含まれます。

≪裏面に続く≫

C　広告協賛

(1)　来場者用ガイドブック（２５,０００部発行、カラー刷り）への広告掲載。

※　Ａ一般協賛のすべての特典も含まれます。

≪注意事項≫

・広告サイズ　１枠　横約6.5㎝×縦約９㎝
・会場内での出店はできません。
・最大１６団体。先着順。
・広告内容は、公序良俗に反するもの、政治・宗教・思想に関するもの、個人情報に関するもの等は掲載できません。
・誇大広告や事実と異なる広告、犯罪・反社会的表現等は掲載できません。
・９月頃にデータを送付するので、掲載内容の校正は各自でお願いします。
２回程度の校正を想定しておりますので、期日までに確認をお願いします。
・締切を過ぎた場合、広告掲載ができないことがあります。その場合も協賛金の返金はできません。
・実行委員会では誤植等の責任は一切負いません。
・実行委員会が不適当と判断した内容は掲載することはできません。

広告枠（この枠が実寸 6.5cm×9cm）
広告作成時の参考にしてください。

**４　協賛金納付方法**

申込内容を確認後、順次請求書を送付いたします。

※　振込手数料は、貴団体にてご負担くださるようお願いいたします。

**５　協賛申込期限**

令和８年５月２９日（金）

**６　申込方法**

本要項を確認いただき、ウェブフォームまたは別紙「第４４回江東区民まつり中央まつり」協賛申込書をメール・ＦＡＸ・郵送にてご送付ください。

**７　協賛申込書の不受理等**

実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申込書を受理しないことがあります。その際には、申込者に対しその旨を通知させていただきます。

(1)　特定の政治、宗教、思想等の活動に利用するおそれがある団体からの申込。
(2)　法令又は公序良俗に反する団体からの申込。
(3)　その他、実行委員会が不適当と判断する場合。

**８　その他**

(1)　区民まつりは、荒天等やむを得ない事情により、全部または一部が中止となることがあります。開催の可否は、実行委員会が別途定める中止判断基準に基づいて判断いたします。**中止となった場合でも、いただきました協賛金等はその全額についてご返金できかねますので、あらかじめご了承ください。**

(2)　協賛に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ誠意をもって解決にあたります。